

「行政改革」及び「働き方改革」
の推進体制統合に伴う
会議名称の変更について

令和6年2月

神奈川県総務局組織人材部行政管理課

「行政改革」及び「働き方改革」の推進体制の統合について
 ～「働き方改革・行政改革推進本部」～

1 趣旨

行政管理課が推進している「行政改革」及び「働き方改革」は関連の強い取組であることから、より効果的に進めるために、また、事務事業の見直しの一環として業務の効率化をするために、両推進体制を統合することとする。

併せて、議題の整理や業務プロセスの見直しを実施し、会議・議論の充実化を図る。

2 概要

(1) 統合後（詳細は別紙参照）

行政改革推進本部 (知事、副知事、各局長レベル)	← 統合 →	働き方改革推進本部 (知事、副知事、各局長レベル)
行政改革推進本部幹事会 (副局長レベル)	← 統合 → (副局長レベル)	働き方改革推進本部調整部会 (副知事、各局長レベル)
行政改革推進協議会	← 統合 →	ワーキンググループ
第三セクター等改革推進部会		

(2) 関係所属

- ・行政改革推進本部（要綱第3条参照）…行政管理課
- ・働き方改革推進本部（要綱第3条参照）…人事課、行政管理課、職員厚生課

神奈川県行政改革推進本部の設置及び運営に関する要綱
第3条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 行政改革の基本方針及び重要政策の調整及び策定に関すること。 (2) 第三セクターの設立及び運営等に係る基本方針に関すること。 (3) 指定管理者制度の運用方針及び指定管理施設の管理運営主体に関すること。 (4) その他行政改革に係る重要事項の総合的企画及び調整に関すること。
神奈川県働き方改革推進本部の設置及び運営に関する要綱
第3条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 時間外勤務の縮減、休暇の取得促進等、総労働時間の短縮に向けた取組の推進に関すること。 (2) 職員の労働環境の改善に関すること。 (3) 職員の未病改善に関すること。 (4) その他働き方改革に係る重要事項の企画及び調整に関すること。

3 スケジュール

- 3月 行政改革推進本部に要綱等を付議
- 4月1日 施行

統合前
(現行)

行政改革の推進体制

行政改革推進本部（平成11年度～）

1. 目的（第2条）
行政組織の総合力を高める改革を推進することにより、「かながわグランドデザイン」を着実に推進し、県民にとって価値のあるサービスを提供する
2. 所掌事項（第3条）
 - 行政改革の基本方針等
 - 第三セクターの設立等
 - 指定管理者制度の運用方針等
 - 行政改革に係る重要事項等
3. 組織（第4条）
 - 本部長：知事、副本部長：副知事、本部員：局長等

行政改革推進本部幹事会

1. 目的（第5条）
推進本部の円滑な運営を図る
2. 所掌事項
 - 推進本部の所掌事項の調整
 - 行政改革の基本方針に係る調整等
 - 第三セクターの運営等に係る調整
 - 指定管理者制度の運用に係る調整
 - 行政改革に係る重点的な課題の推進
3. 組織
 - 主宰者：総務局副局長、構成員：副局長等

外部有識者会議

行政改革推進協議会

1. 目的（第7条）
取り組むべき改革課題及び改善方策等について、県民及び学識経験のある者の意見を反映させる
2. 構成
7名（うち公募委員1名）
3. 開催数
年2回開催

第三セクター等改革推進部会

1. 目的
第三セクター等の抜本的な見直し等進めるため、専門的な視点からの意見具申や評価を行う
2. 委員
4名（公募委員なし）
3. 開催数
年3～4回開催

働き方改革の推進体制

働き方改革推進本部（平成29年度～）

1. 目的（第2条）
職員の働き方を改革することにより、職員のワーク・ライフ・バランス及び効果的、効率的な働き方を推進し、行政組織の総合力を高める
2. 所掌事項（第3条）
 - 時間外勤務の縮減等
 - 職員の労働環境
 - 職員の未病改善
 - 働き方改革に係る重要事項の企画等
3. 組織（第4条）
 - 本部長：知事、副本部長：副知事、本部員：局長等

働き方改革推進本部調整部会

1. 目的（第5条）
推進本部の円滑な運営を図る
2. 所掌事項
 - 推進本部の所掌事項の調整を行う
 - 働き方改革に係る重点的な課題の推進
3. 組織
 - 主宰者：副知事、構成員：副知事、局長等

ワーキンググループ

1. 目的（第6条）
特定課題に対応するため、必要に応じて調整部会にワーキンググループを置く

統合後

働き方改革・行政改革の推進体制

働き方・行政改革推進本部

1. 目的
 - 行政組織の総合力を高める改革を推進することにより、「かながわグランドデザイン」を着実に推進し、県民にとって価値のあるサービスを提供する
 - 職員の働き方を改革することにより、職員のワーク・ライフ・バランス及び効果的、効率的な働き方を推進し、行政組織の総合力を高める
2. 所掌事項（第3条）
 - 働き方改革の取組方針・行政改革の基本方針等
 - 時間外勤務の縮減等
 - 職員の労働環境
 - 職員の未病改善
 - 第三セクターの設立等
 - 指定管理者制度の運用方針等
 - 行政改革・働き方改革に係る重要事項等
3. 組織（第4条）
 - 本部長：知事、副本部長：副知事、本部員：局長等

働き方・行政改革推進本部幹事会

1. 目的
 - 推進本部の円滑な運営を図る
2. 所掌事項
 - 推進本部の所掌事項の調整
 - 働き方改革の取組方針・行政改革の基本方針に係る調整等
 - 第三セクターの運営等に係る調整
 - 指定管理者制度の運用にかかる調整
 - 働き方改革・行政改革にかかる重点的な課題の推進
3. 組織
 - 主宰者：総務局副局長、構成員：副局長等

外部有識者会議（それぞれ独立）

働き方・行政改革推進協議会

1. 目的（第7条）
 - 取り組むべき改革課題及び改善方策等について、県民及び学識経験のある者の意見を反映させる
2. 構成
 - 7名（うち公募委員1名）
3. 開催数
 - 年2回開催

第三セクター等改革推進会議

1. 目的
 - 第三セクター等の抜本的な見直し等進めるため、専門的な視点からの意見具申や評価を行う
2. 委員
 - 4名（公募委員なし）
3. 開催数
 - 年3～4回開催

ワーキンググループ

1. 目的
 - 特定課題に対応するため、必要に応じて幹事会にワーキンググループを置く